

令和元年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年6月14日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 3号 令和元年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 報告第 4号 平成30年度羽幌町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 5号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 議案第26号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 7 議案第27号 羽幌町森林環境譲与税基金条例
- 第 8 議案第28号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第29号 羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第30号 羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第31号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27年度～平成31年度）の変更について
- 第13 議案第33号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更について
- 第14 議案第34号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第15 議案第35号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第16 議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第17 議案第37号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第38号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第39号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 発議第12号 議員の派遣について
- 第21 発議第13号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第22 意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 議案第40号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約について
- 第 2 議案第41号 物品購入契約の締結について
「除雪ドーザの購入について」

第 3 議案第 4 2 号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第 2 号）

○出席議員（11名）

1 番	金 木 直 文 君	2 番	磯 野 直 君
3 番	平 山 美知子 君	4 番	阿 部 和 也 君
5 番	工 藤 正 幸 君	6 番	船 本 秀 雄 君
7 番	小 寺 光 一 君	8 番	逢 坂 照 雄 君
9 番	舟 見 俊 明 君	10 番	村 田 定 人 君
11 番	森 淳 君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農 業 委 員 会 会 長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	
総 務 課 総 務 係 長	山 田 太 志 君
総 務 課 職 員 係 長	門 間 憲 一 君
地 域 振 興 課 長	清 水 聡 志 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	佐 々 木 慎 也 君
財 務 課 長 兼 管 財 係 長	大 平 良 治 君
財 務 課 財 政 係 長	金 丸 貴 典 君
財 務 課 税 務 係 長	山 川 恵 生 君
町 民 課 長 兼 住 宅 係 長	宮 崎 寧 大 君
町 民 課 町 民 生 活 係 長	道 端 篤 志 君
町 民 課 環 境 衛 生 係 長	田 中 康 裕 君
福 祉 課 長	木 村 和 美 君
福 祉 課 社 会 福 祉 係 長	竹 内 雅 彦 君
福 祉 課 子 ども 係 長	木 村 謙 彦 君
福 祉 課 国 保 医 療 年 金 係 長	室 谷 み どり 君
健 康 支 援 課 長	鈴 木 繁 君

健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課主幹兼保健係長	棟方富輝君
健康支援課介護保険係長	藤井延佳君
健康支援課地域包括支援センター室	
地域包括支援センター係長	大西将樹君
建設課長	飯作昌巳君
建設課主任技師兼建築係長	石川隆一君
建設課主任技師兼土木港湾係長	笹浪満君
建設課管理係長	宇野延仁君
建設課土木港湾係主査	山平博久君
上下水道課長	渡辺博樹君
上下水道課主任技師兼業務係長	吉田吉信君
上下水道課業務係主査	小笠原聡君
農林水産課長	伊藤雅紀君
農林水産課農政係長	更科信輔君
農林水産課水産林務係長	木村康治君
農林水産課水産林務係主査	藤田俊悟君
商工観光課長	高橋伸君
商工観光課観光振興係長	富樫潤君
商工観光課商工労働係長	高野正晃君
天売支所長	金子伸二君
焼尻支所長	熊谷裕治君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
学校管理課総務係長	近藤優樹君
学校管理課学校教育係長	蟻戸貴之君
学校給食センター主査	佐々木公大君
社会教育課長 兼公民館長 体育振興係長	井上顕君
社会教育課社会教育係長	高橋司君
社会教育課体育振興係主査	近藤健弘君
農業委員会事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会事務局長	敦賀哲也君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	杉野浩君
書記	土清水彬君

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

4番 阿 部 和 也 君 5番 工 藤 正 幸 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（森 淳君） 日程第3、報告第3号 令和元年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました令和元年度定期監査報告（第1次）につきまして、地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査（第1次）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象の機関でございますが、離島地区の機関を対象に5月22日、23日の2日間の日程で天売、焼尻両支所及び各学校の5機関を平山監査委員とともに実施をいたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、諸帳簿に基づきその内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施したところでございます。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について各機関ともそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願

ます。天売支所、焼尻支所における1、公金取り扱い状況について申し上げます。両支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、天売支所は北るもい漁業協同組合普通貯金、焼尻支所はゆうちょ銀行通常貯金の出納員名義口座により羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。

(1)、天売支所、出納員扱いの差し引き保管額は、5月21日現在28万1,540円となっております。保管状況の内容は、表の下段に記載のとおりであります。

(2)、焼尻支所、出納員扱いの差し引き保管額は5月22日現在13万6,610円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。

3ページをごらん願います。2、福祉ハイヤー料金助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障がい程度の等級が1級、2級の上肢を除く肢体不自由者の方には年間24枚、それ以外の方には12枚、また今年度より新たに満80歳以上となる方にも12枚のハイヤー乗車券を交付しているものであります。乗車券1枚につき初乗り運賃相当額を助成するもので、両支所の交付状況は合計で昨年より33名増の36名となっております。内容は、ごらんのとおりでございます。

3、天売、焼尻研修センターの利用者数、30年度の実績についてであります。両島研修センターの計は、利用件数183件、利用延べ人員5,141人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などであります。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境状況等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方の移送を業務委託により実施しているものであります。平成30年度の区分ごとの実績は、表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所において、平成30年度につきましても受託業者がないことから、直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況で住民の異動状況をあらわしております。4月30日現在における天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、焼尻地区の人口以外は全て減少しております。合計で全世帯で6世帯、人口で18人の減となっております。

次に、4ページをお開き願います。小中学校、高等学校の5月1日現在における学級編制と児童・生徒数の状況をあらわしたものでございますが、区分ごとの内容につきましてはごらんをいただき、説明は省略させていただきます。なお、天売中学校につきましては、平成31年度、焼尻中学校は平成30年度より休校となっております。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから監査報告の内容について監査委員に対して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 令和元年度定期監査報告(第1次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第4号

○議長(森 淳君) 日程第4、報告第4号 平成30年度羽幌町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長(大平良治君) ただいま上程されました報告第4号 平成30年度羽幌町一般会計継続費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成30年度羽幌町一般会計予算の継続費通次繰り越しについて、地方自治法第212条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第145条第1項の規定により報告します。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。平成30年度羽幌町一般会計で継続費の通次繰り越しを行った産業廃棄物埋立処分場適正化事業について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。継続費繰越計算書であります。本事業につきましては、昨年3月の定例会において議決をいただき、12月の定例会においては事業費総額及び年割額の変更について議決をいただいた事業でありますので、内容説明は省略させていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから報告第4号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 平成30年度羽幌町一般会計継続費繰越計算書の報告につい

ては原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第5号

○議長（森 淳君） 日程第5、報告第5号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第5号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計予算の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告します。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計で繰り越しを行った特別養護老人ホーム管理事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。本事業につきましては、本年3月の定例会において議決をいただいた事業でありますので、内容説明は省略をさせていただきます。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから報告第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第26号

○議長（森 淳君） 日程第6、議案第26号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君）　ただいま上程されました議案第26号　消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案理由は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律に基づき、本年10月1日から消費税率及び地方消費税率の引き上げが予定されていることから、町で制定している各条例における使用料等を改定するため、これに係る整備条例を制定しようとするものであります。

次のページをお開き願います。消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例。

本条例におきまして、13の条例について一部改正をしようとするものであります。

内容をご説明申し上げますが、別途お配りしております右上に議案第26号と記載されております資料をごらん願います。関係条例の新旧対照表となっており、左側が現行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

なお、説明に入らせていただく前に新旧対照表の訂正をお願いいたします。11ページをお開き願います。右側の改正後の表の下段、「備考」と記載してありますが、左側の現行と同様に「付記」に訂正をお願いいたします。次に、13ページをお開き願います。表題名ですが、「羽幌町漁村環境改善センター」とございますが、その後ろに平仮名ののを加えていただき、「羽幌町漁村環境改善センターの設置及び管理に関する条例」と訂正をお願いいたします。

それでは、説明に戻らせていただきます。今回の改正に当たり共通した取り扱いにつきましては、一部を除き現行料金の税抜き金額に10%を乗じ、10円未満を切り捨てとするものであります。これにより金額が変更にならない部分も出てまいりますので、あらかじめご承知おき願います。

初めに、1ページの第1条、羽幌町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。同条例第5条で規定している入館料について「210円」から「220円」に改めるものであります。

次のページをお開き願います。第2条、羽幌町焼尻郷土館設置条例の一部改正であります。別表で示されている観覧料について、普通観覧料として設定している1人当たりの料金を「320円」から「330円」に改め、15人以上での観覧の場合に適用される団体観覧料として設定されている1人当たりの料金を「250円」から「260円」に改めるものであります。

3ページをごらん願います。第3条、羽幌町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。別表で示されている区分ごとの使用料についてそれぞれ改めるも

のであります。ごらんをいただきまして、金額の読み上げにつきましては省略させていただきます。

4 ページをお開き願います。第4条、羽幌町武道館設置条例の一部改正であります。別表で示されている使用料について、大会等独占使用の場合の1日の使用料を「3,240円」から「3,300円」に、同じく半日(4時間以内)の使用料を「2,160円」から「2,200円」に改めるものであります。

5 ページをごらん願います。第5条、羽幌町運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。別表1は施設自体の使用料、別表2は夜間照明の使用料。

次の6ページになりますが、別表3は施設の目的外使用による使用料をそれぞれ区分ごとに改めるものであります。ごらんをいただきまして、金額の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

7 ページをごらん願います。第6条、離島総合研修センター条例の一部改正であります。別表で示されている区分ごとの使用料についてそれぞれ改めるものであります。使用者のほとんどが減免対象であったことから、これまで消費税分を加算しないままで経過してまいりましたが、他の施設との整合性を図るため今回改正するものであります。ごらんをいただき、金額につきましては省略させていただきます。

8 ページをお開き願います。第7条、羽幌町老人福祉センター設置条例の一部改正であります。別表で示されている当該施設を目的外使用させる場合に徴収する各施設の時間帯ごとの使用料及び暖房料についてそれぞれ改めるものであります。ごらんをいただき、金額の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

9 ページをごらん願います。第8条、羽幌町勤労者研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。別表で示されている各施設の時間帯ごとの使用料等についてそれぞれ改めるものであります。ごらんをいただき、金額の読み上げにつきましては省略させていただきます。

10 ページをお開き願います。第9条、羽幌町霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。同条例第13条第2項で規定している墓地の臨時使用料について、年度内1件当たり「5,400円」から「5,500円」に改め、第14条第1項で規定している1平方メートル当たりの管理料を「2,160円」から「2,200円」に改めるものであります。

11 ページをごらん願います。第10条、羽幌町寿生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。別表で示されている当該施設を目的外使用させる場合に徴収する各室の時間帯ごとの使用料及び冬期間加算額についてそれぞれ改めるものであります。目的外使用がほとんどなかったことから、これまで消費税分を加算しないまま経過してまいりましたが、他の施設との整合性を図るため今回改正するものであります。ごらんをいただき、金額の読み上げにつきましては省略させていただきます。

12 ページをお開き願います。第11条、羽幌町焼尻めん羊牧場の設置及び管理に関する

る条例の一部改正についてであります。めん羊牧場での羊の飼育等を預託する場合に納付する使用料や繁殖手数料についてそれぞれ改めるものであります。ごらんをいただき、金額の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

13ページをごらん願います。第12条、羽幌町漁村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。別表で示されている各室の時間帯ごとの使用料及び暖房料についてそれぞれ改めるものであります。ごらんをいただきまして、金額の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

14ページをお開き願います。第13条、羽幌町都市公園条例の一部改正についてであります。まず1点目は同条例第5条で規定している許可を受けて行為を行う場合に納付する別表2で示されている使用料について、業として写真の撮影を行うときの写真機1台1日当たりの使用料を「100円」から「110円」に改め、競技会、展示会、その他これに類する催しを行うときの1日当たりの使用料を「2,160円」から「2,200円」に改めるものであります。

2点目は、同条例第13条で規定している有料で使用させる公園施設を許可を受けて使用する場合に納付する別表4で示されている区分ごとの使用料等についてそれぞれ改めるものであります。ごらんをいただき、金額の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

以上が改正内容であります。施行期日は令和元年10月1日としており、この規定は施行日以後に行う施設等の使用にかかわるものについて適用し、施行日前の施設の使用にかかわるものについては従前の例による経過措置を設けております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第26号について質疑を行います。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） この消費税の引き上げにかかわっての提案ですが、これまで消費税は5%導入時、そして8%へ引き上げられたときと、そのとき2回ありましたから、同様の提案もなされていたと思いますが、職員もかわっておりますし、今回議員も一部新しい議員も加わっておりますので、改めてこの機会ですので、この町有施設、公共施設と消費税のあり方です。法の規定、仕組みなどについて公共施設といっても水道事業は別ですけども、いわゆる一般会計でかかわっている公共施設とのかかわりについて簡単に説明していただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

まず、消費税に関してですけれども、まず支出につきましてはかかる経費、これにつきましては当然のごとく消費税を上乗せした分で町の一般会計等々から支出をしてございます。収入につきましても、考え方といたしましては、施設の利用につきましては使用負担をいただいたほうがいいという形で考えております施設につきましては、条例の中に使用

料の金額をうたってございます。基本的には、使う方には応分の負担をしていただくというのが原則だというふうに考えておまして、その料金の中には当然のごとく消費税を含んだ形でいただくものというふうに考えております。そういうこともありまして、従前どおり消費税が上がった場合につきましては消費税相当分を上乗せした形の使用料に改定をさせていただきます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 具体的なその対応ということでの説明でしたけれども、そもそもその消費税法ですよ。その法律の中でどのような扱いになっているかということもあわせて説明いただきたかったですけれども、一般の商品、商店等で扱われている商品はそれぞれかかっておまして、それも最終的には税務署のほうへ納税される仕組みになっておりますが、この町有施設、公共施設についてはそういう仕組みはどうなっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

消費税につきましては、うちでいきますと水道事業会計、こちらにつきましては企業会計ということで消費税のほうも納付をしている形になっております。あと、簡易水道、下水道についても同じように消費税の納入をしております。一般会計につきましては、消費税の納付ということはされておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、料金につきましても消費税を含めた形で支出の部分だけ消費税がかかって、収入の部分だけは消費税がないということでいきますと収入のほうが減っていきますので、こちらのほうは消費税を含めた形で収入させていただきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） そういうことで、消費税法ではその60条に規定があって、公共施設等では納める義務はないというか、同等額といいますか、消費税で集めてもいいけれども、それは控除されるという、そういう規定になっていると思います。それで、なぜそうなっているかという、やっぱり公共施設というのは性質が違うと。いわゆる地方自治体にも税率を消費税を集めるか、集めないかはその自治体で判断しなさいということもやんわりと含められた、そういう法律になっているのだと私は解釈します。ですから、前回8%引き上げのときにも私は反対したわけですが、今回も金額にすれば100円のものも2%ですから、20円、1,000円のものであれば200円程度の引き上げになっていると思いますけれども、その程度の金額であれば一般会計内でのやりくりは十分可能だと私は思います。むしろそういった少額を値上げするよりも、なるべく廉価、安い金額に抑えて福利厚生施設であれば多くの人に利用してもらいたい、スポーツ施設であれば多くの人に利用してもらって健康増進を図ってもらいたいという立場でやはり対応していくのが私は市町村の立場ではないのかという思いがありますが、なぜそういうふうに立っていないのか、その点の理由をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 先ほどの金額の面で訂正をしたいと思います。100円であれば2円、1,000円であれば20円ということに訂正させていただきます。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

金木議員おっしゃられたとおり、金額的には増額したとしても、そんな大きな形にはならないというふうにはこちらのほうでも捉えております。ただ、大事な自主財源でございます。わずかな金額でも集めさせていただいた上でかかる費用の部分に充てさせていただいて、使っていただく方には応分に負担をしていただいて、適切な金額で利用をいただくと、そういうことで考えております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、会議規則第52条により、最初に反対者、次に賛成者の発言させることとなります。討論の回数は、1人1回限りとなります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 先ほどの質疑の中でも述べましたが、金額的にも少額でありますし、単純にその金額引き上げに充てるのではなくて、やはり自治体の責務としていろんなさまざまな公共施設については安い金額で利用してもらうということで福利厚生、健康増進の施設として広くその利用をしやすいような設備とさせていくというためにも今回の26号議案については反対を表明させていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 先ほど説明があったように、私は基本的に賛成をいたします。10月1日からの消費税の値上げというのは既に周知のとおりでありまして、税の平等性、公平性からいっても全て税は支払うというのは原則だと思っております。そういう中で、反対討論の中にもありましたけれども、やはりそういう公共施設云々というのは、それは税の問題ではなくて使用料を論議するべきだと私は思います。税はやはり支払うべきだと

思いますので、この条例に賛成いたします。

○議長（森 淳君） 次に、原案の反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

議案第26号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 淳君） 起立多数であります。

したがって、議案第26号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号

○議長（森 淳君） 日程第7、議案第27号 羽幌町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） ただいま上程されました議案第27号 羽幌町森林環境譲与税基金条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。森林環境譲与税の適正な管理を行うとともに、本町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する財源を確保、運用するための基金を設置するため、制定しようとするものであります。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

次のページをごらんください。まず、第1条は、基金の設置とその目的について規定しております。

第2条は、基金に積み立てる額を毎年度の予算に定める旨を。

第3条は、基金を預金、その他の確実に有利な方法により保管する旨を規定しております。

第4条は、基金の運用などによる収益は、予算に計上の上基金に繰り入れる旨を。

第5条は、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる旨を規定しております。

第6条は、本条例の目的達成のため、基金を処分できる旨を。

第7条は、基金の管理に必要な事項を規則等へ委任する旨を規定しております。

以上が本条例の内容であります。なお、条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第27号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 羽幌町森林環境譲与税基金条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第28号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました議案第28号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案理由は、10月1日より創設される軽自動車税の環境性能割について、当分の間、北海道が賦課徴収事務を行うこととされたことから、軽自動車に係る非課税、課税免除及び減免の取り扱いを北海道の自動車税の環境性能割の対象車両と整合を図るため関係規定を整備し、改正しようとするものであります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

羽幌町税条例等の一部を改正する条例（平成28年羽幌町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正内容をご説明申し上げますが、別途お配りしております議案第28号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。左側が現

行条文、右側が改正後案となっており、改正箇所につきましては下線を引いております。

今回の改正につきましては、平成28年5月の臨時会において専決処分の承認をいただきました羽幌町税条例等の一部を改正する条例で改正を行った軽自動車税に係る部分につきまして、環境性能割の非課税や減免の特例について条項や字句の追加等を行うものであります。

まず、新旧対照表の右側、改正後の第15条の3第1項についてであります。環境性能割について町の税条例第81条の2で規定している日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲については、その規定にかかわらず北海道の税条例で定めている日本赤十字社の所有する自動車の課税免除に相当するものを非課税とすることを規定するものであります。

次に、同条第2項であります。第1項の規定に該当する軽自動車として環境性能割を非課税とされるための手続、その他の事項については北海道による自動車税の環境性能割の課税免除と同様の手続とすることを規定するものであります。

次に、新旧対照表の裏面になりますが、改正後となる右側の第15条の3の2についてであります。町の税条例第81条の8で規定している公益のために直接占用する軽自動車、または身体障がい者等が所有する軽自動車等に対する環境性能割の減免については、その規定にかかわらず自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものを減免することを規定するものであります。その取り扱いについては北海道における自動車税の環境性能割の減免の例によるということを追加するものであります。条文の朗読につきましては、ただいまの説明をもちまして省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第28号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 羽幌町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（森 淳君） 日程第9、議案第29号 羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

公民館長、井上顕君。

○公民館長（井上 顕君） ただいま上程されました羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）に基づき、本年10月1日から消費税率及び地方消費税率の引き上げが予定されていることから、公民館使用料の改定を行うため、また長期にわたり利用がない貸し出し備品を削除し、定額使用料の備考について現状の運用に即した内容に文言整理するため、改正しようとするものであります。

次のページをごらん願います。羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例（昭和61年羽幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途お配りしております議案第29号 羽幌町立公民館条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左欄に現行を、右欄に改正案を、改正箇所には下線を引いております。

今般の改正は、提案理由でも申し上げましたとおり、本年10月1日から引き上げ予定の消費税率及び地方消費税率の改定に伴う公民館使用料の改定であり、あわせて貸し出し備品の削除並びに定額使用料の備考を現状に即した表現に文言整理するものであります。

公民館の使用料は、新旧対照表の1ページから3ページまでの別表3から別表5にありますようにそれぞれ区分ごとに定めております。初めに、1ページの別表3は公民館の室ごとの使用料の定めであり、それぞれ時間ごとに区切っております。今般の改正では、8%相当の消費税を加算した使用料、左欄の現行が10%相当の消費税を加算し、再計算したもので、それぞれ右欄の改正案のとおり新たな使用料となります。なお、個別の使用料については省略させていただきます。

次に、2ページから3ページの上段にあります別表4は、物件の使用料の定めであり、室ごとの使用料と同様に今般の改正では8%相当の消費税額を加算した使用料、左欄の現行が10%相当の消費税を加算し、再計算したものでそれぞれ右欄の改正案のとおり新たな使用料となります。なお、左欄の表の中段でございます16ミリ映写機につきましては、長期にわたり貸し出し利用がございませんことから、右欄のように今般削除するものであります。なお、個別の使用料については省略させていただきます。

次に、3ページの中段にあります別表5は、定額による公民館使用料の定めであり、区

分にありますように町内文化協会加盟団体等ほかを対象とした使用料であります。今般の改正では、入場料の類を徴収しない場合のみの改正であり、8%相当の消費税を加算した使用料、左欄の現行が10%相当の消費税を加算し、再計算したもので、それぞれ右側の改正案のとおり新たな使用料となります。

具体的には、町内文化協会加盟団体等で現行「210円」を「220円」へ、町内社会教育関係団体等及び町内福祉関係団体等で現行「540円」を「550円」に改正するものであります。また、この表下段の備考の改正であります。今般の改正に合わせ、定額使用料に係る加算額免除や減額率を算定する表の考え方、また入場料の類を徴収しない場合における使用料の考え方など従来の扱いは変えず、右欄のように文言整理を行うため改めるものであります。

以上が今般における羽幌町立公民館条例の改正内容でありまして、ただいまの説明をもちまして、改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、1、この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2、この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に行う施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第29号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 羽幌町立公民館条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長（森 淳君） 日程第10、議案第30号 羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第30号 羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由

と内容についてご説明いたします。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律に基づき、本年10月1日から消費税率及び地方消費税率の引き上げが予定されていること、また繁閑に応じた柔軟な客室利用に係る価格設定を実現することで、もって今後の健全な施設運営を図るため、羽幌町いきいき交流センター利用料金の上限額を改定するとともに、利用料金の減免規定の整理及び客室区分等の表記を現状の運用に即した内容に文言整理するため、改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、お配りしております資料、羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表は、左に現行の条文を、右に改正案の条文となっており、改正箇所は赤字に下線を引いております。

第11条、第2項は指定管理者に管理を行わせる場合の条例中の各規定を町長から指定管理者に読みかえるための規定であります。本町において利用料金は指定管理者の収入としていることに伴い、減額に関しても指定管理者の権限となることから、第11条第2項中「及び第9条第3項」を「、第9条第3項及び第10条」と改正し、規定の整理を行うものであります。

次に、別表1（第9条関係）であります。これは利用料金の上限額を規定しており、1、宿泊料につきましては別表中の区分を客室区分に、宿泊料を利用料金に改め、客室区分をそれぞれ「シングルルーム」、「ツイン・トリプルルーム」、「デラックスツインルーム」と現状の運用に即した内容に改め、客室区分ごとの上限額をそれぞれ改め、摘要を他の利用料金の適用に合わせ、入湯税を含まない文言に整理し、改正するものであります。改正後の上限額につきましては、ごらんをいただき金額の読み上げは省略させていただきます。

次のページをごらんください。貸室・休憩料につきましては、「貸室・休憩料」を「貸室料」に改め、別表中の「区分」を「貸室区分」に、「利用料」を「利用料金」に、「基本室料」を「利用料金」に改め、貸室区分の「和室（客室）」を削除し、貸し室区分ごとの上限額をそれぞれ改め、摘要を現状の運用に即した内容に整理し、改正するものであります。

改正後の上限額につきましてはごらんをいただき、金額の読み上げは省略させていただきます。

次のページをごらんください。3、入浴料につきましては、別表中の「料金」を「利用料金」に改め、利用区分の「小人（小学生以下）」を「小人（4歳以上小学生以下）」に改め、加えて利用料金がかかる範囲を明確にするため、摘要第2項に3歳以下の利用料金

は無料とする旨を新たに規定し、またほかの利用料金と同様に利用料金の上限額には入湯税を含まない取り扱いとするため、大人の利用料金「700円」を入湯税100円を差し引いた「600円」に改め、摘要第1項に利用料金に入湯税を含まない旨新たに規定するものであります。

次に、附則であります。新旧対照表には記載はありませんが、議案に記載のとおり附則第1項では本改正条例の施行年月日について規定しており、本条例は令和元年10月1日としております。

次に、附則第2項では経過措置について規定しており、消費税法改正法第16条において経過措置の適用があり、指定日平成31年4月1日前に令和元年10月1日以降の宿泊契約が成立している場合には、旧税率8%が適用されることとなっているため、その場合での改正前の条例による適用について規定しております。

以上がご提案申し上げます内容であります。なお、改正条例文につきましては議案のとおりでありますので、これまでの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第30号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 羽幌町いきいき交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

○議長（森 淳君） 日程第11、議案第31号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第31号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案理由であります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から一部実施をしているところであります。本年10月1日からの消費税率及び地方消費税率の引き上げに合わせ、さらに保険料の軽減強化が行われることから、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

次のページをごらんください。羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町介護保険条例（平成12年羽幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、まず消費税増税に係る低所得者に対する介護保険料の軽減についてをごらん願います。

1の概要につきましては、先ほどの提案理由と同様でありますので、省略をさせていただきます。

2の軽減対象であります。第1段階から第3段階までの保険料を表示しておりますが、本年度と来年度の軽減の率をここに表示しております。法律では令和2年度までの改正が行われておりますけれども、令和2年度分につきましては来年度からということですので、今年度の3月の定例会で改正を予定しておりますけれども、今回につきましては本年度、令和元年度の保険料の改正ということですので、ご了解をいただければと思います。このように段階的に引き上げるような改正になってございます。

次に、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右上に議案第31号と表示しております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左側に現行条文、右側に改正条文案を表示しております。また、改正箇所の下線を引いております。

第7条第1項は、「平成32年度」を「令和2年度」に改元に伴い改めております。同条の第2項につきましては、前項と同じく改元に伴う年号、年度の改正、また保険料率を「2万6,500円」から「2万2,100円」に改めております。

同条第3項は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての令和元年度と令和2年度における保険料率の準用規定でありまして、この場合前項中の「2万2,100円」を「3万6,900円」と読みかえる旨を規定しております。

同条第4項は、第3項と同じく第1号被保険者の保険料率の準用規定であります。この項は第1項第3号に掲げる第1号被保険者の規定でありまして、同じく「2万2,100円」を「4万2,800円」と読みかえる旨を規定しております。

最後に、第5項は第3項と第4項が追加されたことに伴い、「前2項」という文言を「前各項」に改めております。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、1、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の羽幌町介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

経過措置、2、改正後の条例第7条の規定は、令和元年度分の保険料率から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第31号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第32号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27年度～平成31年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27年度～平成31年度）の変更につきまして、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

天売辺地及び焼尻辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27年度～平成31年度）を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業費

の額及び辺地対策事業債の予定額を変更するとともに、新たな公共的施設の整備計画を追加する必要があり、令和元年5月20日付で北海道との協議が調いましたことから、提案するものであります。

初めに、天売辺地についてご説明いたします。次のページ、総合整備計画書案をごらんください。1の辺地の概況、2の公共的施設の整備を必要とする事情に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

3の公共的施設の整備計画であります。次のページ、裏面になります別紙様式の内訳でご説明いたしますので、お開き願います。なお、この表にある数字のうち括弧書きの額が変更後の額となっておりますことをあらかじめご承知願います。初めに、教職員住宅であります。2段目の教職員住宅改修事業を上段の教職員住宅建設事業に含める変更をしようとするものであります。数字の読み上げにつきましては、省略させていただきます。

次に、消防施設であります。平成30年度に北留萌消防組合消防署天売消防団の固定式小型ポンプの更新に当たり、羽幌町が負担する財源を緊急防災・減災事業債に変更したことにより、当辺地計画の期間内における事業費と一般財源を801万5,000円から602万4,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を790万円から590万円にそれぞれ変更しようとするものであります。

次の高齢者福祉施設であります。平成28年度に高齢者支援センターの外部改修を実施したところ、単に維持補修的な事業に対しては適債性がないと判断されたことから、当辺地計画の事業費をゼロ円に変更しようとするものであります。

次の漁業施設であります。平成29年度に北るもい漁業協同組合において冷凍施設を更新した事業費の一部を補助したものであります。羽幌町が補助する財源を過疎対策事業債に変更したため、当辺地計画の事業費をゼロ円に変更しようとするものであります。

続きまして、焼尻辺地につきましてご説明申し上げます。次のページをごらんください。1の辺地の概況、2の公共的施設の整備を必要とする事情のうち、消防施設、除雪作業車につきましては変更ございませんので、説明は省略させていただきます。今回区分として新たに教職員住宅と経営近代化施設を追加しようとするものであり、教職員住宅につきましては本年度の当初予算で措置されております教員住宅1棟2戸の大規模改修を、経営近代化施設につきましても本年度当初予算で措置されております焼尻めん羊牧場の出荷用トラックの更新を追加しようとするものであります。

3の公共的施設の整備計画であります。消防施設につきましては、平成30年度に北留萌消防組合消防署焼尻消防団の小型動力ポンプ更新に当たり、羽幌町が負担する一般財源のうち、過疎対策事業債187万円を緊急防災・減災事業債に変更することによって事業費及び一般財源をゼロ円とし、同じく本年度当初予算で措置されました小型動力ポンプの事業費及び一般財源189万5,000円を新たに追加することによって差し引き2万5,000円を増額する変更をしようとするものであります。

次の除雪作業車であります。老朽化により平成30年度に11トン級の除雪ドーザー

を更新いたしました。入札の執行により事業費、一般財源及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を当初予算額から契約額にそれぞれ変更しようとするものであります。

次の教職員住宅及び経営近代化施設につきましては、先ほどの説明をもちましてここで説明は省略させていただきます。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第32号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（平成27年度～平成31年度）の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第33号

○議長（森 淳君） 日程第13、議案第33号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第33号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）の変更につきまして、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

羽幌町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。過疎地域自立促進市町村計画に新たな事業の追加及び事業名、区分を変更する必要があり、令和元年5月16日付で北海道との協議が調いましたことから、提案するものであります。

次に、内容をご説明いたします。次のページをごらんください。変更内容の新旧対照表になります。左側が変更前の現計画、右側が変更後の計画になっており、変更箇所を下線

を引いております。

区分の3、生活環境の整備のうち、(3)、廃棄物処理施設事業に衛生施設組合の事業であります。きらりサイクル工房整備工事と新一般廃棄物処理施設整備を追加し、その下の枠2つになりますが、空き家対策助成事業を(8)のその他の事業名から(7)の過疎地域自立促進特別事業に変更しようとするものであります。

次のページ、裏面をお開きください。区分の4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきまして、本年度当初で予算措置されております高齢者福祉ハイヤー事業を追加しようとするものであります。

次に、区分の6、教育の振興のうち事業名、(1)、学校教育関連施設であります。当初予算で措置されております羽幌中学校のトイレ等改修と、先般交付金配当の通知を受け、後ほど補正予算案を上程させていただきたいと考えております教職員住宅2棟2戸の建設を追加し、事業名、(3)、集会施設、体育施設等では当初予算で措置されておりますスポーツ公園施設改修事業を追加しようとするものであります。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第33号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 羽幌町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～平成32年度)の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第34号～議案第36号

○議長(森 淳君) 日程第14、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第15、議案第35号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第16、議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長(敦賀哲也君) ただいま上程されました議案第34号から36号まで、3件

を一括して関連がございますので、提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております非常勤職員等に対する公務災害補償の事務を行っている組合でございます。今般当該組合規約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、別紙で説明資料としてお配りしております規約の新旧対照表をごらんください。表紙をめくっていただいた1ページ目でございます。表の右側が現行の規約で左側が改正案となっております。別表第1としまして、この組合を組織します地方公共団体が、別表第2としまして共同処理する団体が記載されておりますが、下線を引いております北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合を解散、脱退によりそれぞれ削り、合わせて別表第1の左の欄にあります空知総合振興局管内の団体数、「(33)」を「(32)」に、日高振興局管内の団体数、「(16)」を「(15)」に、十勝総合振興局管内の団体数、「(24)」を「(23)」に改めるものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上で議案第34号を終わります。次に議案第35号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております職員の退職手当の支給に関する事務を行っている組合でございます。当該組合規約の一部変更について協議がございましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、説明資料の2ページ目をごらんいただきたいと思います。先ほどの議案第34号と同様、下線を引いております別表中の北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合の解散、脱退により削るものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございます。改正文の朗読につきましてはただいまの

説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第35号を終わります。次に議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についてにつきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約を次のとおり変更する。

令和元年6月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております町村議会議員に対する公務災害補償の事務を行っている組合でありまして、当該組規約の一部変更について協議がございましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容でございますが、説明資料の3ページ目をごらんいただきたいと思います。別表第1には、この組合を構成する町村及び一部事務組合が記載されておりますが、下線を引いております池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合、北空知葬斎組合を解散、脱退により削るものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上が議案第34号、議案第35号、議案第36号についての説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第34号 北海道市町村総合事務組規約の変更について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 北海道市町村総合事務組規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について質疑を行います。

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第37号～議案第39号

○議長(森 淳君) 日程第17、議案第37号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算(第1号)、日程第18、議案第38号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、日程第19、議案第39号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,256万3,000

円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億356万3,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。4款衛生費、健康センター運営費において風しん追加的対策事業427万2,000円の増額は、予防接種法の改正により一定年齢の男性も風疹の予防接種の対象となることから、関係費用を予算措置するものであります。

次に、6款農林水産業費、林業振興費において森林環境譲与税基金積立金422万1,000円の増額は、森林環境譲与税が交付されることから、これを財源として森林整備事業の運営を目的として設置する基金へ積み立てるものであります。

次に、10款教育費、事務局費において、教職員住宅事業6,513万1,000円の増額は、羽幌小学校及び羽幌中学校の各教頭住宅の建設について国庫補助金が採択されることとなりましたことから、関係費用を予算措置するものであります。

同じく、社会教育費においてコミュニティ活動団体補助金250万円の増額は、加賀獅子保存会に対し蚊帳等の整備費用を補助するものであります。財源につきましては、全額コミュニティ事業助成金で賄われるものであります。

次に、歳入につきましては、それぞれの事業に係る特定財源が増減しておりますが、財源調整として財政調整基金繰入金を2,181万2,000円減額しております。

続いて、国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億770万円とするものであります。

補正をいたします内容は、過年度分の国民健康保険税の還付が増加したことから、過去の実績を踏まえ増額するものであります。財源につきましては一般会計繰入金を充てております。

続いて、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ265万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,465万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。保険事業勘定の1款総務費、一般管理費において、電算システム改修委託料104万3,000円の増額は、消費税増額に伴う介護報酬改定等の制度改正に対応するためシステムを改修するものであり、財源につきましては2分の1が国庫補助金で賄われるものであります。

次に、介護サービス事業勘定の2款事業費、特別養護老人ホーム事業費において、改修工事請負費161万円の増額は、災害時の非常用発電への電源切り替え作業の簡素化と安全確保に向け制御盤を改修するものであり、財源として特別養護老人ホーム整備基金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） 補正の内容をご説明いたします前に、各会計の年度表示についてご説明をさせていただきます。元号を改める政令の施行に伴い、各会計の年度表示につきましては平成31年度から令和元年度と表示を改め、元号による年表示につきましても令和に読みかえるものとしておりますので、ご承知おき願います。

それでは、内容をご説明いたします。

一般会計の13ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金70万円の増額は、過年度分国民健康保険税還付金の増加見込みによるものであります。

次に、介護福祉費において介護保険事業特別会計繰出金582万5,000円の減額は、デイサービスセンター整備工事について起債対象額が増加したことなどによる減額であります。

14ページをお開き願います。児童福祉費において一時預かり事業業務委託料144万7,000円の増額は、幼稚園型の一時預かり事業に係る制度改正により、保育体制充実加算が創設されたことから、加算分を増額するものであります。国・道がそれぞれ3分の1負担することとなっております。

15ページをごらん願います。6款農林水産業費、畜産業費につきましては、めん羊牧場用トラック購入費について起債対象費用が増加したことから財源更正するものであります。

16ページをお開き願います。水産業振興費につきましては、離島活性化事業に対して国庫補助金が増額となったことから財源更正するものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において点検調査業務委託料20万6,000円の増額は、ハートタウンはぼろに係る特定建築物調査及び建築設備検査業務について、従前は町建築技術職員による調査点検としておりましたが、担当職員の業務量増加に伴い対応が困難となったことから民間事業者へ委託するものであります。

17ページをごらん願います。8款土木費、河川管理費につきましては福寿川護岸整備に係る測量及び設計業務経費が起債対象となったことから財源更正するものであります。

次に、住宅管理費につきましては、幸町団地建て替えに伴う既存建物の解体費用や敷地整備費用などの一部事業費が起債対象となったことから財源更正するものであります。

18ページをお開き願います。住宅建設費につきましても幸町団地建て替えに係る事業費について起債対象費用が増加したことから財源更正するものであります。

次に、9款消防費、災害対策費において修繕料48万9,000円の増額は、防災資機材などの保管場所として利用している庁舎裏車庫シャッターの取りかえ修繕を行うものであり、財源は全額市町村振興協会交付金を充てております。

また、防災資機材購入事業につきましても、市町村振興協会交付金の対象となりますことから財源更正するものであります。

19ページをごらん願います。10款教育費、教育総務費、教育振興費において記念事業補助金30万円の増額は、焼尻小学校開校130周年記念事業実施に係る補助金であります。

20ページをお開き願います。小学校費、学校管理費において手数料10万円の増額は、天売小中学校体育館の雨漏り箇所を特定するための費用であります。

次に、高等学校費、教育振興費につきましては、天売高等学校活性化事業及び天売高等学校学生寮運営事業の一部事業費が国庫補助金の対象となったことから財源更正するものであります。

21ページをごらん願います。体育振興費において、スポーツ振興補助金30万円の増額は、7月に町内で開催される天皇賜杯全日本軟式野球大会北海道大会に係る運営補助金であります。

22ページをお開き願います。体育施設費につきましては、スポーツ公園排水設備改修工事について起債対象経費が増加したことから、武道館建て替え事業についてはスポーツ振興くじ助成金が減額となったことから財源更正するものであります。

次に、学校給食費において、焼尻栄養士報酬24万7千300円の減額は、焼尻地区の栄養士について募集を行ったものの応募がないことから、献立作成や給食物資調達などの栄養業務については天売地区の栄養士に兼務させることとし、焼尻地区については栄養士を未配置とするものであります。

同じく臨時職員賃金11万9千500円の増額は、両島の栄養業務を天売地区の栄養士に集約したことから、当該業務以外の経理業務など羽幌地区で一括処理するため臨時職員1名を配置するものであります。

23ページにつきましては、給与費明細書となっております。ごらんいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第37号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 10款の教育費、教員住宅建設事業についてお聞きします。

今回交付金がついたということで、羽幌小学校、中学校の教頭住宅の建設といったことになりましたけれども、その辺の工期というものはどういった感じになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

工期につきましては、今回補正、議決をいただいたときに準備を始めまして、7月から11月を予定しております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） この小中学校の教頭先生の住宅に関しては、たしか去年本来だったら建設する予定だったのかなとも思いますけれども、昨年度の工期というのはどんな感じだったのか。終了が今回は遅くなるのかどうなのか、その辺もしわかれば。見送っている、当初計画していた……

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

昨年度につきましても、交付金がついた段階でということを考えておりますことから、大体交付金の交付決定時期は毎年この時期になると思いますので、昨年度もし行ったとしても同じような工期になったと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 昨年度もしついていけば、同じような工期で建設されていたということで、建設費に関しては昨年度予定していた額とそれほど大差ないのかどうなのか、その辺お願いします。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） 特に変わりはありません。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） わかりました。もうちょっとだけお願いします。

今回交付金ついたということで、今までの委員会からの説明でしたら、焼尻の小中学校の関係で交付金につかないといった説明があったのですがけれども、今回ついたことによってそういったペナルティ的な部分というのはある程度緩和されたのかどうなのか、その辺。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

今回たまたま交付金がついたのですけれども、国の考えとしてはやっぱり耐震化を優先にという考えは変わりありません。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 変わらないということでしたけれども、今後教育関係の施設建設するに当たっても同じような感じで交付金がつくか、つかないかわからない状態で進んでいくといった考えでよろしいのか、その辺。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

あくまで国の考えとしましては、ここ二、三年やっぱり耐震化事業を優先にという考えは変わっておりませんので、その中で必要であれば要望を上げながら対策をしていきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 4款の衛生費の風しん追加的対策事業についてお伺いします。

提案理由の説明でも範囲を拡大するということでの追加四百二十何万円ですか、あるのですけれども、もう少し具体的に対象者がどの年代で、性別含めてというちょっともう少し具体的な説明をしていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

実施見込み数を対象者の見込み数を約350名程度ということで今までの予防接種の受診率等を掛けて、今回は約240名分の予算をつけております。対象年齢につきましては39歳から56歳の男性、これは特に抗体の保有率が低いと言われている年代の男性にこのような風疹の予防接種を施すというような内容であります。

○議長（森 淳君） 7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） その対象者に僕もなっているのですけれども、今後どのように町民に受診してもらえるような広報活動をしていくのか、現状で決まっていることがもしあれば、教えてください。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 現状今の補正予算を出している状況ですので、決まっているということはないのですけれども、当然であります、広報ですとかホームページですとか、あと個別に文書を送るですとか、そういうようなことで考えてはおります。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 令和元年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 令和元年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎発議第12号

○議長（森 淳君） 日程第20、発議第12号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第13号

○議長（森 淳君） 日程第21、発議第13号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長（森 淳君） 日程第22、意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

6番、船本秀雄君。

○6番（船本秀雄君） 意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月13日提出。

提出者、羽幌町議会議員、船本秀雄。賛成者、羽幌町議会議員、磯野直、同じく、阿部和也。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環

境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食糧・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月13日、北海道羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第40号、議案第41号及び議案第42号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、議案第41号及び議案第42号を日程に追加し、追加日程第1追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議案第40号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第40号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長（飯作昌巳君） ただいま上程されました議案第40号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年6月14日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、スポーツ公園排水設備改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は5,562万円、うち消費税額412万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町南大通5丁目3番地、株式会社北一組代表取締役、忠津章であります。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第40号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 スポーツ公園排水設備改修工事請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長(森 淳君) 追加日程第2、議案第41号 物品購入契約の締結について「除雪ドーザの購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、飯作昌巳君。

○建設課長(飯作昌巳君) ただいま上程されました議案第41号 物品購入契約の締結につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和元年6月14日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、除雪用ドーザ、13トン級、1台の購入でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は2,203万2,000円、うち消費税額163万2,000円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町北3条1丁目9番地、有限会社羽幌自動車工業代表取締役、前中眞であります。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから議案第41号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 物品購入契約の締結について「除雪ドーザの購入について」は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（森 淳君） 追加日程第3、議案第42号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計において既定の予算総額に歳入歳出1,492万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,848万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、7款商工費、商工振興費においてプレミアム付商品券事業に係る補正であり、財源につきましては全額国庫補助金で賄われるものであります。

本事業につきましては、国の補助制度の趣旨に基づき、消費税率及び地方消費税率の引き上げによる消費に与える影響緩和と地域における消費を喚起、下支えするため低所得者や子育て世代に対し、プレミアム付商品券の発行を行うものであります。商品券は20%のプレミアムがつき、購入限度額については住民税非課税世帯の方お一人につき最大2万5,000円の商品券を2万円で、子育て世帯では同様の商品券を対象となるお子さんの人数分まで購入でき、最大5回まで分割での購入も可能としております。対象者の抽出や商品券を利用できる店舗の募集等につきましては、今後実施して行っていくこととなりますが、先般商品券の発行及び換金等の業務委託を予定しております羽幌町商工会と取り扱う方法について協議が調いましたことから追加提案とさせていただいたものであります。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第42号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 令和元年度羽幌町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和元年第4回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 0時06分）